

# 豊崎タウン・戸建住宅用地 (D 街区) 分譲案内

## 1. 分譲用地の概要

### (1) 戸建住宅用地 D 街区

#### ・画地番号【D17-1】

- ① 所在地：豊見城市字豊崎1番1041
- ② 用途地域等：第一種住居地域 建ぺい率(5/10) 容積率(10/10)
- ③ 面積：分譲面積 165.68㎡ (約50坪)
- ④ 分譲単価：70,900円/㎡ (約234,000円/坪)
- ⑤ 分譲価格：11,746,700円

## 2. 申込者の資格要件

- (1) 自ら居住する住宅を建築し入居する者であること。
- (2) 土地売買代金の支払い能力を有する者であること。

## 3. 申込方法

分譲の申込は、申込本人又は代理人が『豊崎タウン・住宅用地分譲申込書』に関係書類を添えて、直接、沖縄県土地開発公社 総務部分譲課(3階)まで持参してください。

ただし、遠隔地(県外、沖縄本島北部・離島)の申込者に限り、郵送(受付期間必着)でも受け付けます。申込時に、分譲に関する説明を行います。郵送で申し込まれた方にはお電話にて説明をいたします。

※ 既に豊崎タウンで戸建住宅用地をご購入された方は申込できません。

※ 申込書類は全て完備した状態での提出となりますので、ご注意ください。

### (1) 分譲の申込受付

- ・期間：平成29年8月21日(月)～平成29年8月31日(木) ※ 土日は除きます。
- ・時間：午前9時～午後5時
- ・場所：沖縄県土地開発公社 総務部分譲課(〒900-0029那覇市旭町114番地7 3F)

### (2) 申込書類及び添付(関係)書類

- ① 住宅用地分譲申込書
- ② 申込者の住民票抄本(謄本)
- ③ 金融機関から融資を受ける場合、融資が受けられることを示す書類と源泉徴収票又は所得証明書
- ④ 自己資金の場合、売買代金相当額を満たした金融機関が発行する残高証明書
- ⑤ その他、必要とされる書類

※ お申し込みする分譲用地の共有については、夫婦等により土地を共有する必要がある場合に限り、共有名義にすることができます。この場合、共有予定者の連名でお申し込みいただきますが、土地の分割はできません。また、契約書締結の際に共有持分を記入していただきます。お申し込みは名義人それぞれの書類が必要になります。

### (3) 資格要件審査結果通知

- ・期日：平成29年9月上旬
- ※ 資格要件、関係書類等を総合的に審査します。

## 4. 抽 選

審査の結果、複数のお客様の選考がなされた場合は以下の要領で抽選会を開催します。

### (1) 日程

- ・期日：平成29年9月22日（金）
- ・時間：受付 13:30～14:00 抽選会 14:00～
- ・場所：沖縄県土地開発公社 5階会議室（〒900-0029那覇市旭町114番地7）

\*当公社の駐車場スペースが少ないため、来社の際は公共交通機関をご利用されますようお願いいたします。

### (2) 抽選方法

- ① 申込者もしくは代理人によるくじ引きとします。  
なお、抽選日当日に欠席された方、遅刻した方につきましては、辞退したものとみなします。  
**（代理人の場合は委任状が必要です。代理人は複数の代理を請け負う事は出来ません。）**
- ② 申込み受付順位で、順番くじ（封筒）を引き、封筒を開示します。
- ③ くじには、順番（1、2、3、4・・・）が記載されています。
- ④ ②で決定した順番で、当選順位が記載されたくじ（封筒）を引き、封筒を開示します。
- ⑤ くじには、当選順位（当選1、当選2、当選3）が記載されています。  
※ 下記の場合は順位2、3の順に繰り上げによる当選とします。
  - ・当選者の都合による申込辞退や申込内容等に虚偽の事実が判明した場合
  - ・指定期間内に土地売買契約や土地代金の納付がされなかった場合

## 5. 譲受人の内定

上記抽選の結果、当選1の方を譲受人として内定します。沖縄県土地開発公社から内定者に対し『分譲内定通知書』により通知します。

なお、申込書その他関係書類に虚偽の記載事実が判明したとき、また、指定された期間内に沖縄県土地開発公社と土地売買契約を締結しなかったときは内定を取消します。

## 6. 分譲条件

- (1) 土地売買代金は、指定する期日までに指定金融機関へ納入してください。
- (2) 分譲地の所有権移転登記は、売買代金の納入確認後、速やかに行います。
- (3) 分譲地の使用は、土地の引渡完了後となります。

## 7. 土地売買契約

- (1) 内定者は、指定された期間内に沖縄県土地開発公社の定める「契約書」により、土地売買契約を締結することになります。
- (2) 契約場所は、沖縄県土地開発公社 総務部分譲課（3F）で行います。
- (3) 契約に必要な費用は、譲受人の負担となります。
- (4) 土地売買契約時に、土地売買代金の支払期日の確認を行います。  
※ 売買代金の支払期日が確認出来ない場合は、契約することが出来ません。
- (5) 土地売買契約までに、当該画地の境界標式（金属プレート等）や上下水道、都市ガスの附設状況を現場立会いのうえ確認していただきます。
- (6) 契約時に持参すべきものは下記のとおりです。
  - 土地売買契約の内定通知文書
  - 実印（登録印）

- 印鑑証明書（1通、発行日より3ヶ月以内有効）
- 収入印紙（契約書用）

## 8. 土地売買契約代金の納入方法

- (1) 土地売買代金は、沖縄県土地開発公社所定の納入通知書により指定する期日までに指定金融機関に納入することになります。

## 9. 所有権移転登記

- (1) 所有権移転登記は、譲受人の名義とし、土地売買代金の完納後速やかに行います。
- (2) 登記の方法は、沖縄県土地開発公社が嘱託登記により行うものとします。
- (3) 所有権移転登記以外の登記は、司法書士に依頼してください。
- (4) 所有権移転登記には、登録免許税(収入印紙)が必要となります。(現金では受領いたしません)

### 分譲案内の申込についての問い合わせ窓口

〒900-0029

沖縄県那覇市旭町114番地7

沖縄県土地開発公社 総務部分譲課 担当：喜納、垣花

TEL 098-917-2618 FAX 098-917-2619

URL <http://www.toyosakitown.jp/>